

令和7年2月27日

田辺市長 真 砂 充 敏 様

田辺市高齢者福祉計画策定委員会
田辺市敬老事業あり方検討部会
部会長 野 村 悠 一 郎

田辺市敬老事業について（答申）

田辺市敬老事業あり方検討部会は、田辺市における今後の敬老事業のあり方について検討しました。令和5年12月5日から4回の会議を重ね、次のとおり意見をまとめ、部会の総意として答申します。

市におかれましては、本答申を尊重され、よりよい敬老事業とするよう、部会員一同、切に期待するところです。

記

1 答申

田辺市は全国平均を上回る高齢化率であり、その数値は今後ますます上昇すると見込まれています。人口減少に伴う財政面の不安、事業実施団体の負担等を考慮し、早期に見直すことを結論とします。

また、見直しについての意見は以下に付記します。

2 現況

田辺市における敬老事業とは「敬老行事」「敬老祝金」のことを指します。

【敬老行事】

毎年9月30日時点で満70歳以上の市民の方を対象に、旧田辺地域では田辺町内会連合会に、旧町村地域では各行政局の敬老会実行委員会と田辺市が業務委託契約を締結し実施しています。委託料として、対象者1人あたり2,000円を市が支出しています。

【敬老祝金】

毎年9月頃、77歳、88歳、99歳及び100歳以上の方を対象に、市職員が対象者宅等を訪問し、手渡しで支給しています。

3 見直し案について

見直しに関する各案について検討した結果は、次のとおりです。

(1) 敬老行事について

令和元年度以前は約半数の町内会等各団体で敬老の催しが開催されていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和6年度では催しの開催率は1割未満となっています。催しの開催以外での実施方法は、大半が商品券等の記念品配布となっていますが、各地区の敬老会実施団体の役員の担い手不足、記念品配付に係る負担などが大きな問題となっています。これらのことから、敬老行事の事業内容は催事実施のみとし、記念品配布は対象外とすべきと考えます。

(2) 敬老祝金について

市職員が対象者を訪問し、手渡しにて支給していますが、対象者は年々増加していることから、対象年齢の見直しが必要です。具体的には77歳（喜寿）は平均寿命を大きく下回っていること、99歳（白寿）、100歳以上（長寿）は、100歳を迎える際に市から記念品を配布していることから廃止とし、88歳（米寿）のみを対象とすべきと考えます。

(3) その他

市民アンケートの結果から、敬老事業は必要であるという意見が過半数を占めており、事業そのものを廃止すべきではないと考えます。しかしながら、このままでは事業継続は困難なため、大幅な見直しを実施することが望ましいと考えます。